

鳥取県告示第421号

平成11年鳥取県告示第642号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成21年6月19日から施行する。

平成21年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
家畜体外受精卵移植に関する講習会の修業試験	〃	〃	〃	家畜体外受精卵移植に関する講習会の修業試験	〃	〃	〃
<u>技術企画課が行う非常勤職員採用試験</u>	試験の可否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点	〃	県土整備部技術企画課				
略				略			
<u>鳥取空港管理事務所が行う非常勤職員採用試験及び臨時的任用職員採用試験</u>	試験の可否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点	〃	鳥取空港管理事務所	鳥取空港管理事務所が行う非常勤職員採用試験	試験の可否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点	〃	鳥取空港管理事務所
中部総合	〃	〃	中部総合				

事務所が
行う非常
勤職員採
用試験及
び臨時的
任用職員
採用試験

事務所

略

--	--	--	--

略